

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

目的

医療、保健、福祉、教育及び労働等に関する業務を行う関係機関が連携し、支援を必要とする子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を受けられる体制を構築することを目的とする。

- ①必要な時に必要な支援が届けられるよう、医療、保健、福祉、労働等から構成する専門家チーム及び発達障害を含む障害に関する専門的知識や経験を有する者等で編成した巡回相談チームを組織し、支援を届ける広域的なネットワークを構築する。
- ②保護者が相談先に困らないよう、相談窓口を明確にする。



成果

毎年度、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係機関が事業に係る情報交換を行い、課題について共通認識を持つことができた。

- ①専門家チームを活用し、各分野における専門的知見に基づき相談、研修を行うとともに、必要に応じて巡回相談チームによる巡回相談を実施する等、必要な支援を行うことができた。
- ②一部地域において、市町ごとの保健・福祉・教育・労働の機関を網羅した「よりよい機関一覧表」を作成し、チラシ配布やHP掲載を行うことで、保護者の相談窓口を分かりやすく案内することができた。

事業内容

学校における体制整備および関係部局や機関の連携協力による地域の支援体制整備等を総合的に推進するため、以下の取組を行っている。

- ①特別支援連携協議会等の設置と運営
- ②障害により教育上特別の支援を必要とする全ての児童等の就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援の充実
- ③幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校における支援体制の整備
(巡回相談チームによる巡回相談や、専門家チームを活用した相談、支援等を含む)
- ④特別支援教育に関する理解啓発を推進するための活動
- ⑤特別支援学校におけるセンター的機能の充実(巡回相談チームの設置等を含む)
- ⑥特別支援教育に関する研修の実施

